

市報第18号

令和6年度横浜市事故繰越し繰越計算書報告

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和6年度横浜市事故繰越し繰越計算書を次のように報告する。

令和7年9月9日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

令和6年度横浜市

一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
2 総務費	2 GREEN×EXPO推進費	(仮称)旧上瀬谷 通信施設公園整備 事業	円 2,925,749,200	円 448,797,000	円 2,476,952,200	円 -
2 総務費	2 GREEN×EXPO推進費	旧上瀬谷通信施設 地区周辺道路整備 事業	130,650,300	91,299,150	39,351,150	-
6 こども青少年費	2 子育て支援費	保育所等整備事業	19,225,000	1,538,000	17,687,000	-
9 みどり環境費	6 環境整備費	公園整備事業	75,977,000	30,390,000	45,587,000	-
14 河川費	1 河川費	河川整備事業	333,115,500	121,378,940	211,736,560	-
16 消防費	1 消防費	警防活動諸費	15,092,000	-	15,092,000	-
16 消防費	1 消防費	消防車両購入費	105,600,000	-	105,600,000	-
17 教育費	8 教育施設整備費	小中学校整備事業 (新增改築)	358,402,000	197,028,000	161,374,000	-
19 諸支出金	1 特別会計繰出金	市街地開発事業費会 計繰出金(脱炭素・ GREEN×EXPO推進局 分)	492,000	-	492,000	-
合 計			3,964,303,000	890,431,090	3,073,871,910	-

事故繰越し繰越計算書

翌 年 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳						説 明
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源	
		国庫支出金	県 支 出 金	市 債	そ の 他		
円 2, 476, 952, 200	円 1, 149, 064, 000	円 1, 321, 150, 000	円 -	円 -	円 -	円 6, 738, 200	先行工事の遅れに伴い 工事が遅延したため
39, 351, 150	3, 248, 000	36, 102, 000	-	-	-	1, 150	支障物の撤去に日時を 要したため
17, 687, 000	-	13, 636, 000	-	2, 000, 000	-	2, 051, 000	関係者との調整に日時 を要したため
45, 587, 000	45, 587, 000	-	-	-	-	-	資材調達に日時を要し 工事が遅延したため
211, 736, 560	113, 836, 560	48, 950, 000	48, 950, 000	-	-	-	支障物の撤去等に日時 を要したため
15, 092, 000	-	-	-	-	-	15, 092, 000	資機材調達の遅れに伴い 納入が遅延したため
105, 600, 000	90, 000, 000	-	14, 280, 000	-	-	1, 320, 000	製造工程の遅れに伴い 納入が遅延したため
161, 374, 000	-	22, 871, 000	-	26, 000, 000	-	112, 503, 000	関係者との調整等に日 時を要したため
492, 000	-	-	-	-	-	492, 000	先行工事の遅れに伴い 工事が遅延したため
3, 073, 871, 910	1, 401, 735, 560	1, 442, 709, 000	63, 230, 000	28, 000, 000	-	138, 197, 350	

市街地開発事業費会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
1 市街地開発事業 費	2 事業費	旧上瀬谷通信施設 地区土地地区画整理 事業	円 217,492,000	円 -	円 217,492,000	円 -
合 計			217,492,000	-	217,492,000	-

翌年 繰越 年度 額	左の財源内訳						説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般会計 繰入金	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円 217,492,000	円 -	円 -	円 -	円 217,000,000	円 -	円 492,000	先行工事の遅れに伴い 工事が遅延したため
217,492,000	-	-	-	217,000,000	-	492,000	

参 考

地方自治法施行令（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第150条 （第1項及び第2項省略）

- 3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

（繰越明許費）

第146条 （第1項省略）

- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

（第3項省略）

地方自治法（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条 （第1項及び第2項省略）

- 3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。